

第 3 部 障がい福祉計画

・ 障がい児福祉計画（素案）

点字1頁
上段

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の概要

1 頁中段

大阪市障がい福祉計画は「障害者総合支援法」第88条に基づく市町村障がい福祉計画として策定するもので、大阪市として6期目の計画であり、国の基本指針に基づき2021（令和3）年度から2023（令和5）年度の3年間を計画期間とします。

1 頁下段

また、大阪市障がい児福祉計画は「児童福祉法」第33条の20に基づく市町村障がい児福祉計画として新たに策定するものであり、国の基本指針に基づき2021（令和3）年度から2023（令和5）年度の3年間を計画期間とします。

2 頁中段

国の基本指針においては、「市町村及び都道府県は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成することが必要である」とし、次の7項目を示しています。

2 頁下段

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉人材の確保
- 7 障害者の社会参加を支える取組

3 頁下段

また、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次の7つの成果目標を定めています。

4 頁中段

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- 4 福祉施設から一般就労への移行等
- 5 障害児支援の提供体制の整備等
- 6 相談支援体制の充実・強化等
- 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

5 頁中段

大阪市では、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等が計画的に提供されるよう、国の基本指針に即して成果目標を設定するとともに、2021（令和3）年度から2023（令和5）年度までの3年間における各サービス等の見込量を定めます。

5 頁下段

2 計画の分析・評価

本計画において設定する成果目標については、活動指標（障がい福祉サービス等の利用実績など）の活用も図りつつ、進捗状況の把握・分析を行い、その結果については大阪市障がい者施策推進協議会及び専門部会へ報告し、評価・分析に対する意見を求めるとともに、広く市民に公表します。また、同協議会等の意見に基づき、本計画の見直しその他の必要な措置を講じます。

7 頁上段

第2章 成果目標

1 施設入所者の地域移行

(1) 成果目標

7 頁上段

① 地域移行者数

79 人（2020（令和 2）年度から 2023（令和 5）年度の 4 年間）

7 頁中段

② 施設入所者数

1,306 人（2019（令和元）年度末）→ 1,285 人（2023（令和 5）年度末）

【21 人の減】

7 頁下段

(2) 成果目標の考え方

① 地域移行者数について、第 5 期計画における国の基本指針では、2016（平成 28）年度末時点の施設入所者数の 9 % 以上を目標数値として設定するよう示されていました。

大阪市では、国の基本指針に基づき、2016（平成 28）年度末の施設入所者数（1,348 人）の 9 %（122 人）に、第 4 期計画における未達成者見込（32 人）を加えた 154 人を 2020（令和 2）年度末までに地域移行するものとして設定しました。2020（令和 2）年度末見込では 154 人となる見込みとなっています。

8 頁下段

第 6 期計画における国の基本指針では、2019（令和元）年度末時点の施設入所者数の 6 % 以上を目標数値として設定するよう示されています。

8 頁下段

大阪市では、国の基本指針に基づき、2019（令和元）年度末の施設入所者数（1,306 人）の 6 %、79 人以上を、2023（令和 5）年度末までに地域移行するものとして設定します。（未達の場合は、に、第 5 期計画における未達成者見込（〇人）を加えた〇〇人以上を 2023（令和 5）年度末までに地域移行するものとして設定します。）

9 頁中段

② 施設入所者数について、第 5 期計画における国の基本指針では、2016（平成 28）年度末時点の施設入所者数の 2.0 % 以上削減を目標数値として設定するよう示されました。

9 頁下段

大阪市では、国の基本指針に基づき、2016（平成 28）年度末の施設入所者数（1,348 人）の 2.0%を削減することとし、2020（令和 2）年度末時点の施設入所者数を 1,321 人として設定しました。2019（令和元）年度見込では 1,306 名となり、第 5 期計画の目標数値を達成しております。

10 頁中段

第 6 期計画における国の基本指針では、2019（令和元）年度末時点の施設入所者数の 1.6%以上削減を目標数値として設定するよう示されています。

大阪市では、国の基本指針に基づき、2019（令和元）年度末の施設入所者数（1,306 人）の 1.6%（21 人）を削減することとし、2023（令和 5）年度末の施設入所者数を 1,285 人と設定します。

11 頁上段

〔参考〕国の基本指針

- ① 2019（令和元）年度末時点の施設入所者数の 6 %以上の地域生活への移行と、現計画で定める 2020（令和 2）年度末までの施設入所者の地域生活への移行実績が目標に満たないと見込まれる割合を加えて設定。
 - ② 2019（令和元）年度末時点の施設入所者数の 1.6%以上の削減と、現計画で定める 2020（令和 2）年度末までの施設入所者の削減数が目標に満たないと見込まれる割合を加えて設定。
- ※ なお、18 歳以上の障がい児施設入所者を除いて成果目標を設定。

12 頁中段

〔参考〕大阪府の基本的な考え方

- ①②ともに国の基本指針に沿って目標を設定。

12 頁中段

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 成果目標

12 頁下段

- ① 精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数

1 年平均 316 日以上（2023（令和 5）年度）

13 頁上段

- ② 精神病床における 1 年以上の長期入院者数

1,773 人（2019（令和元）年度）→ 1,680 人（2023（令和 5）年度）

93 人【人の減】 ※ 65 歳以上と 65 歳未満の区別は設けません。

13 頁中段

- ③ 精神病床における早期退院率

- ・ 入院後 3 か月時点 69%以上（2023（令和 5）年度）
- ・ 入院後 6 か月時点 86%以上（2023（令和 5）年度）
- ・ 入院後 1 年時点 92%以上（2023（令和 5）年度）

14 頁上段

- ④ 地域移行支援による地域移行者数（大阪市独自の目標設定）

60 人（各年度 20 人）

14 頁中段

(2) 成果目標の考え方

- ① 国の基本指針に基づき、退院後 1 年以内の地域における平均生活日数を 316 日以上と設定する。

14 頁下段

- ② 精神病床における 1 年以上の長期入院者数について、国の基本指針では、都道府県の成果目標として、国の提示する推計式を用いて目標設定することとしています。

それに対して、大阪府の基本的な考え方においては、国の提示する推計式を用いず、大阪府独自の方法により目標を設定することとしています。

この項目は都道府県の成果目標となっていますが、大阪市としては、これまでも目標設定してきたことを踏まえ、大阪府の成果目標との整合性を図る観点から、大阪府の基本的な考え方に基づき設定します。

大阪府の基本的な考え方では、令和 5 年 6 月末時点での精神病床における 1 年以上の長期入院患者数を 7,677 人（入院前住所地が不明・他府県の 1,011 名を除く。）とし、各市

町村においては、この数値を令和元年6月末の1年以上の長期入院患者数で按分した数値を目標設定し、65歳以上と65歳未満の区別は設けないとしております。大阪市内においては、令和元年6月末時点での1年以上の長期入院患者数は1,773人であることから、大阪府の基本的な考え方に基づき、1,680人を目標設定します。

16 頁中段

③ 精神病床における早期退院率について、国の基本指針では、都道府県の成果目標として、入院後3か月時点は69%以上、入院後6か月時点は86%以上、入院後1年時点は92%以上に設定することとしており、大阪府では、国の基本指針に沿って目標を設定することとしています。

この項目は都道府県の成果目標となっていますが、大阪市としては、これまでも目標設定してきたことを踏まえ、国の基本指針に沿って成果目標を設定します。

17 頁中段

④ 大阪市独自の目標設定として、地域移行支援による地域移行者数を第5期計画と同様に60人とします。

17 頁中段

〔参考〕国の基本指針

- ① 精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域での平均生活日数の平均を316日以上に設定。
- ② 国が提示する推計式を用いて、2023（令和5）年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を設定。
- ③ 2023（令和5）年度において、入院後3か月時点の退院率は69%以上、入院後6か月時点の退院率は86%以上、入院後1年時点の退院率は92%以上に設定。

18 頁下段

〔参考〕大阪府の基本的な考え方

- ①③については、国の基本指針に沿って目標を設定。
- ②については、直近の全入院患者に占める1年以上長期入院患者の割合の実績や全入院患者の推移を踏まえ、令和5年6月末時点での全入院患者に占める1年以上長期入院患者数の割合を54.3%、全入院患者数を16,000人と推計し、目標設定することとした。なお、大阪府においては年齢に関係なく退院促進の取組みを進めていることから年齢区分は設けない。

19 頁中段

3 福祉施設からの一般就労

(1) 成果目標

19 頁下段

- ① 2023（令和5）年度の福祉施設（就業・生活支援センター及び職業能力開発訓練施設を含む）から一般就労への移行者数 1,168 人

20 頁上段

- ② 2023（令和5）年度の就労支援事業からの一般就労への移行者数 663 人

20 頁中段

- ③ 2023（令和5）年度の就労継続支援 A 型事業所からの一般就労への移行者数 201 人

20 頁下段

- ④ 2023（令和5）年度の就労継続支援 B 型事業所からの一般就労への移行者数 83 人

20 頁下段

- ⑤ 2023(令和5)年度の就労支援事業を通じて一般就労に移行する者のうち7割が就労定着支援を利用

21 頁上段

- ⑥ 就労支援事業所のうち、就労定着率8割以上の事業所を全体の7割以上にする

21 頁中段

(2) 成果目標の考え方

- ① 福祉施設から一般就労への移行について、国の基本指針では、2019（令和元）年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上、併せて、就労移行支援1.30倍以上、就労継続支援 A 型1.26倍以上、就労継続支援 B 型1.23倍以上を基本としています。

大阪市としては、2023（令和5）年度中に一般就労に移行する者を、2019（令和元）年度の一般就労への移行実績（826人）の1.27倍（1,050人）並びに就業・生活支援センター及び職業能力開発訓練施設から一般就労者数の直近実績である人数（118名）を合算し1,168名を目標として設定します。

22 頁下段

- ② 就労支援事業からの一般就労への移行について、大阪府の成果目標との整合性を図る観点から、大阪府の基本的な考え方に基づき、2019（令和元）年度移行実績の1.30倍（663人）を目標として設定します。

23 頁上段

- ③ 就労継続支援 A 型事業所からの一般就労について、大阪府の成果目標との整合性を図る観点から、大阪府の基本的な考え方に基づき、2019（令和元）年度移行実績の1.26

倍（201人）を目標値として設定します。

23 頁中段

- ④ 就労継続支援 B 型事業所からの一般就労について、大阪府の成果目標との整合性を図る観点から、大阪府の基本的な考え方に基づき、国の基本指針に基づき、2019（令和元）年度移行実績の 1.23 倍（83 人）を目標値として設定します。

24 頁上段

- ⑤ 就労支援事業を通じて一般就労に移行する者のうち 7 割が就労定着支援を利用することを目標値として設定します。

24 頁中段

- ⑥ 就労支援事業所のうち、就労定着率 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上にすることを目標値として設定します。

24 頁下段

〔参考〕国の基本指針

- ① 2023（令和 5）年度中に一般就労に移行する者を、2019（令和元）年度の一般就労への移行実績の 1.27 倍以上とすることを基本として設定。
- ② 2023（令和 5）年度中に、就労支援事業から一般就労する者を、2019（令和元）年度の一般就労への移行実績の 1.30 倍以上とすることを基本として設定。
- ③ 2023（令和 5）年度中に、就労継続支援 A 型事業所から一般就労する者を、2019（令和元）年度の一般就労への移行実績の 1.26 倍以上とすることを基本として設定。
- ④ 2023（令和 5）年度中に、就労継続支援 B 型事業所から一般就労する者を、2019（令和元）年度の一般就労への移行実績の 1.23 倍以上とすることを基本として設定。
- ⑤ 2023（令和 5）年度中に、就労支援事業を通じて一般就労に移行する者のうち 7 割が就労定着支援を利用することを基本として設定。
- ⑥ 就労支援事業所のうち、就労定着率 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上にすることを基本として設定。

26 頁下段

〔参考〕大阪府の基本的な考え方

- ①⑤⑥については、国の基本指針に沿って目標を設定。
- ②③④については、大阪府下全体の実績を②は 1.3 倍、③は 1.26 倍、④は 1.23 倍した後、市町村の実績で按分した数値を設定。

27 頁上段

4 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がいのある人の地域生活の支援については、大阪市障がい者支援計画等に基づき取組を進めているところですが、依然として親の高齢化により生活に困難をきたしているケースや、障がいのある人が重度化・高齢化してもサービスにつながっていないケース、緊急対応や虐待対応が必要とされるケースなどの課題があります。また、入所施設等からの地域生活への移行を推進するためにも、地域生活支援拠点等の機能を強化していく必要があります。

28 頁上段

国においては、第5期障がい福祉計画の目標設定の1つとして、障がいのある人の地域生活を支援するため、相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの各機能を、地域の実情に応じて整備する地域生活支援拠点等について、2020（令和2）年度末までに少なくとも1つを整備することとされました。

28 頁下段

大阪市では、市地域自立支援協議会等において関係者からの意見を聴きながら検討を進めており、社会資源の整備状況等を考慮し、事業者同士が連携して地域生活を支える面的整備型を基本として整備を進めています。

29 頁上段

2018（平成30）年度からは、各区障がい者相談支援センターを基幹相談支援センターと位置付けて「相談」の支援体制の充実を図るとともに、区保健福祉センターが「調整役」となり、様々な分野の関係機関により支援方針を検討・共有できる総合的な支援調整の場である「つながる場」に参画する等、他分野の相談支援機関との連携強化等、「地域の体制づくり」に取り組んでいます。

29 頁下段

また、相談支援専門員に対する研修や、専門的な観点から助言等を行うスーパーバイザーを派遣する体制を確保する事業（障がい者相談支援調整事業）等、「専門的人材の確保・養成」に取り組んでいます。

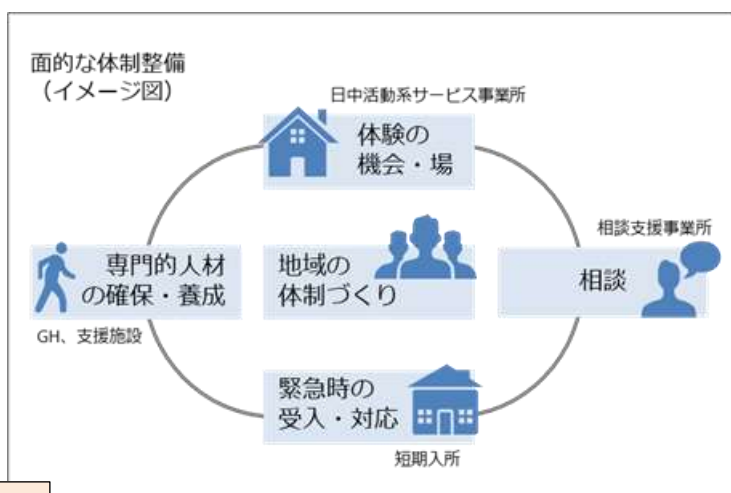
30 頁上段

2019（令和元）年度からは、夜間・休日等に介助者が急病等により不在となる事態が生じた場合に居宅を訪問する等して支援を行った際の経費を支給する事業（障がい者夜間・休日等緊急時支援事業）を、2020（令和2）年度からは、介助者不在になった障がいのある人を施設で一時的に保護し、生活の相談に応じる事業（障がい者緊急一時保護事業）

を実施することにより「緊急時の受け入れ・対応」の機能を整備しました。

30 頁下段 今後は、「体験の機会・場」の機能について、親元からの自立等にあたり一人暮らしの体験の機会・場を提供する方法を検討するとともに、すでに整備した各機能についても、障がいのある方が地域で安心して生活できるものとなるよう、市地域自立支援協議会等において、年1回以上の運用状況の検証を行い、地域生活支援拠点等の機能の充実を進めます。

32 頁中段	機能	国が求める機能
	相談	常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に必要なサービスのコーディネートや相談・支援を行う機能
2	緊急時の受入・対応	常時の緊急受入体制等を確保したうえで、緊急時の受入や医療機関への連絡等の対応を行う機能
3	体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立等にあって、GHや一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
4	専門的人材の確保・養成	専門的な対応ができる体制の確保や人材の養成を行う機能（区療的ケア・行動障がい等）
5	地域の体制づくり	地域のニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能



31 頁中段 【参考】国の基本指針

- ・ 地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）について、令和5年度末までの間、各市町村又は圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

32 頁上段

【参考】大阪府の基本的な考え方

国の基本指針に沿って目標を設定。

33 頁下段

5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がいのあるこどもの支援については、保育所や認定こども園等の子育て支援施策の利用状況を踏まえながら、専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がいのあるこども及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を構築していく必要があります。

34 頁下段

- (1) 重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

国の基本指針では、障がいのあるこどもの重層的な地域支援体制の構築をめざすため、2023（令和5）年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置すること、及びすべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとされています。

35 頁中段

大阪市では、既に11か所の児童発達支援センターが設置されており、そのすべてが保育所等訪問支援事業を実施していること、さらに他に43か所の保育所等訪問支援事業所が運営されていることから、児童発達支援センターが地域の障がい児支援の中核として、専門的機能をより発揮できるような提供体制を引き続き確保するとともに、保育所等訪問支援についても必要な支援を提供できる体制を確保していきます。また、他の障がい児通所支援事業所等と緊密な連携等が行えるよう取組を進めていきます。

36 頁中段

- (2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針では、重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるよう、2023（令和5）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することとされています。

また、大阪府の基本的な考え方では、大阪府内の重症心身障がい児の人数が約 2,400 人であり、その方が少なくとも週 1 日は事業所を利用できるように目標を設定することとされています。

37 頁中段

大阪市内の 0～5 歳の重症心身障がい児は約 160 人であり、対象者が週 1 日必要な支援を受けるためには、利用定員 35 人分の児童発達支援事業所が必要です。大阪市では、既に 24 か所、利用定員の合計 155 人で運営されていることから、引き続き、適切な支援が行われる体制を確保していきます。

また、大阪市内の 6～17 歳の重症心身障がい児は約 500 人であり、対象者が週 1 日必要な支援を受けるためには、利用定員 100 人分の放課後等デイサービス事業所が必要です。大阪市では、既に 28 か所、利用定員の合計 178 人で運営されていることから、引き続き、適切な支援が行われる体制を確保していきます。

38 頁下段

（３）医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の基本指針では医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、2023（令和 5）年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、地域における医療的ケア児のニーズを勘案し、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することとされています。

39 頁中段

大阪市では、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置し、協議を行ってきたところです。引き続き、課題の共有等、連携を図るため協議を行います。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターについて、市内の障がい福祉サービス事業所に従事する職員を対象に実施するコーディネーター養成研修の修了者を 139 名配置することを目標とします。

40 頁上段

〔参考〕国の基本指針

- ① 2023（令和 5）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも 1 か所以上設置することを基本とする。

- ② 各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、2023（令和5）年度末までにすべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ③ 2023（令和5）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- ④ 2023（令和5）年度末までに、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする。

41 頁下段

〔参考〕大阪府の基本的な考え方

①②④については、国の基本指針に沿って目標を設定。

③については、大阪府内の重症心身障がい児の人数が約2,400人であることを把握していることから、児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の平均的な登録児童数で除したか所数を参考にして目標を設定。

42 頁中段

6 相談支援体制の充実・強化等

(1) 成果目標

各区の基幹相談支援センターによる、地域づくり・人材育成を担う相談支援体制の強化

42 頁下段

(2) 成果目標の考え方

国の基本指針において、相談支援体制の充実・強化のため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することが示されています。

・そのなかで、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言、地域の相談支援事業者の人材育成及び地域の相談機関との連携強化の取組が求められています。

・また、これらの取組を実施するにあたり、その担い手として基幹相談支援センターが示されています。

43 頁下段

大阪市では、各区に1か所設置した基幹相談支援センターが、地域における相談支援の中核的な役割を担い、地域の相談支援事業者の後方支援を実施していますが、相談対象となる障がい者手帳所持者や障がい福祉サービス利用者（支給決定者）が年々増加し、対象者の課題が複雑・多様化しています。

44 頁上段

各区において、障がいの種別や各種のニーズに対応できる相談支援の実施、人材育成による相談支援の質の向上、及び包括的な相談支援の実施に向けた連携強化の取組を行うためには、その担い手である各区の基幹相談支援センターの体制を強化する必要があります。

44 頁下段

【参考】国の基本指針

2023（令和5）年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する。

45 頁上段

【参考】大阪府の基本的な考え方

国の基本指針の趣旨を踏まえ、2023（令和5）年度末までに、基幹相談支援センターを全ての市町村において設置する。

45 頁中段

7 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制構築

(1) 成果目標

サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

45 頁下段

① 報酬請求にかかるエラーの多い項目等について注意喚起する。

45 頁下段

② 不正請求等の未然防止や発見のため、大阪府及び審査事務を担っている市町村と連携する。

46 頁上段

③ 指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導について、府及び府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議する。

46 頁中段

(2) 成果目標の考え方

国の基本指針において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。となっており、大阪府では、報酬請求にかかるエラー修正等の事務を減らすことで、利用者への直接支援等の充実を図るとともに、指導監査等を適正に実施し、運営基準等の遵守を徹底させることにより、事業所等のサービス等の質を向上させるため、下記の目標を設定している。(令和5年度末までに)

47 頁中段

・ 障害者自立支援審査支払等システム等でエラーの多い項目等について集団指導等の場で注意喚起を行う。

47 頁中段

・ 不正請求等の未然防止や発見のため、審査事務を担っている市町村との連携体制を構築する。

47 頁下段

・ 都道府県等が実施する指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導について、府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議する場を設置する。

48 頁上段

大阪市においては、大阪府の基本的な考え方を踏まえ、集団指導等の場での報酬請求にかかるエラーの多い項目等についての注意喚起、大阪府が行う不正請求等の未然防止や発見のための市町村との連携の場への参加、指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導についての課題や対応策を協議する場へ参画することにより、障がい福祉サービス等の質の向上を図ります。

48 頁下段

【参考】国の基本指針

2023（令和5）年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

49 頁上段

【参考】大阪府の基本的な考え方

国の基本指針の趣旨を踏まえ、報酬請求にかかるエラー修正等の事務を減らすことで、利用者への直接支援等の充実を図るとともに、指導監査等を適正に実施し、運営基準等の遵守を徹底させることにより、事業所等のサービス等の質を向上させるため、下記の目標を設定する。（令和5年度末までに）

- ・ 障害者自立支援審査支払等システム等でエラーの多い項目等について集団指導等の場で注意喚起を行う。
- ・ 不正請求等の未然防止や発見のため、審査事務を担っている市町村との連携体制を構築する。
- ・ 都道府県等が実施する指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導について、府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議する場を設置する。

51 頁上段

第3章 各年度の指定障がい福祉サービス等の必要な量の見込み

52 頁上段

訪問系サービス・日中活動系サービス・居住系サービス等について、現在の利用者数を基礎としつつ、近年の利用者数の増加のほか、入所施設や精神科病院等からの地域移行に伴うニーズなどを踏まえて、必要なサービス量を見込みます。

なお、今後予定されている制度の見直し等によって利用ニーズが変化することから、各年度におけるそれぞれの事業の見込量の確保にあたっては、そのような利用ニーズの変化にも柔軟に対応できるよう努めていくこととします。

また、本計画数値は必要なサービス量の見込みであり、これを提供量の上限とすることを意図するものではありません。

52 頁中段

1 訪問系サービス及び短期入所

(1) 訪問系サービス（第2部支援計画 32 ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込		2021 (令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
52 頁下段	居宅介護	月あたり利用人員	13,859 人	14,635 人
		月あたり利用時間	295,993 時間	315,233 時間
53 頁中段	同行援護	月あたり利用人員	1,420 人	1,444 人
		月あたり利用時間	37,809 時間	38,452 時間
53 頁下段	重度訪問介護	月あたり利用人員	1,884 人	1,897 人
		月あたり利用時間	257,427 時間	257,685 時間
54 頁上段	行動援護	月あたり利用人員	436 人	506 人
		月あたり利用時間	9,628 時間	11,304 時間
54 頁中段	合計	月あたり利用人員	17,599 人	18,482 人
		月あたり利用時間	600,857 時間	622,674 時間

54 頁下段

訪問系サービスは、前計画では、目標を下回る実績となっていますが、着実に利用が増

加しており、今後においても障がいのある人の生活を支えるサービスとしてのニーズは高く、同様の増加が見込まれることから、近年のサービスの伸び率を基本として見込量を設定します。

重度障がい者等包括支援は、現在のところ大阪市では利用者がいないサービスであり、今後も利用が見込まれないため、利用者0人の見込みとします。

55 頁中段

(2) 短期入所（第2部支援計画32ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
月あたり利用人員	1,454 人	1,595 人	1,750 人
月あたり利用日数	9,994 日	10,963 日	12,026 日

短期入所については、利用ニーズが高く利用者が増加しており、事業所数も少しずつ増えています。今後における見込量としては、直近の増加状況を踏まえ見込量を設定します。

56 頁中段

2 日中活動系サービス

56 頁中段

(1) 生活介護（第2部支援計画34ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
月あたり利用人員	7,320 人	7,525 人	7,736 人
月あたり利用日数	123,645 日	127,107 日	130,666 日

57 頁上段

生活介護は、利用者の増加に伴い、施設数も増加傾向にあります。今後においても重度障がいのある人の日中活動を支えるサービスとしてのニーズは高く、これまでと同様のペースで新規事業所が開設され、サービス利用者数が増加するものとして、直近の増加状況を踏まえて見込量を設定します。

57 頁中段

(2) 自立訓練（機能訓練）（第2部支援計画34ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
月あたり利用人員	78 人	79 人	80 人

月あたり利用日数	1,082 日	1,101 日	1,121 日
----------	---------	---------	---------

58 頁上段

自立訓練（機能訓練）の利用状況は概ね一定の水準で推移しており、今後も同じ水準で現在のサービス提供量が継続するものとして見込量を設定します。

58 頁中段

（3）自立訓練（生活訓練）（第2部支援計画34ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
月あたり利用人員	323 人	332 人	342 人
月あたり利用日数	5,141 日	5,290 日	5,443 日

59 頁上段

自立訓練（生活訓練）は、精神障がい者社会復帰施設や通勤寮等からの移行により、利用者が少しずつ増加しています。今後も利用者が少し増える傾向と考えられることから、今後における見込量としては、直近の通所による生活訓練の利用者の傾向を反映して見込量を設定します。

59 頁中段

（4）就労移行支援（第2部支援計画34～35ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
月あたり利用人員	1,526 人	1,543 人	1,560 人
月あたり利用日数	23,636 日	23,896 日	24,159 日

60 頁上段

就労移行支援は、事業所の増加が鈍化しており、利用者も同様の傾向にあります。今後も同じ水準で現在のサービス提供量が継続するものとして見込量を設定します。

60 頁中段

（5）就労継続支援A型（第2章支援計画34～35ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
月あたり利用人員	2,755 人	2,791 人	2,827 人
月あたり利用日数	47,358 日	47,974 日	48,598 日

61 頁上段

就労継続支援A型は、事業者からの基本的な質問が増えており、サービスの質が問われている状況にあります。また、事業所の増加が鈍化しており、利用者も同様の傾向にあることから、今後における見込量としては、同じ水準で現在のサービス提供量が継続するも

のとして見込量を設定します。

61 頁下段

(6) 就労継続支援B型

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
月あたり利用人員	5,708 人	5,794 人	5,881 人
月あたり利用日数	88,109 日	89,431 日	90,772 日

62 頁上段

就労継続支援B型は、着実に利用が増加してきており、今後における利用ニーズも高く、これまでの実績と同様の増加が見込まれるものとして、直近の増加状況を踏まえて見込量を設定します。

62 頁中段

(7) 就労定着支援（第2部支援計画34ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
月あたり利用人員	510 人	577 人	653 人

63 頁上段

就労定着支援は、前計画においては計画を下回る実績となっております。サービス利用が低調となっていることの分析及びサービス利用の推進を図りつつ、見込量としては、成果目標である、福祉施設からの一般就労者数等を勘案し設定します。

63 頁中段

(8) 療養介護

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
月あたり利用人員	313 人	313 人	313 人

63 頁下段

療養介護の利用状況は概ね一定の水準で推移しており、今後も同じ水準で現在のサービス提供量が継続するものとして見込量を設定します。

64 頁上段

3 居住系サービス及び自立生活援助

64 頁中段

(1) 共同生活援助（第2部支援計画44～45ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
月あたり利用人員	3,201 人	3,490 人	3,805 人

64 頁下段

共同生活援助については、前計画においては計画を下回る実績となっておりますが、着実に実績が伸びています。グループホームは障がいのある人の地域生活を支える重要なサービスであり、地域移行を促進させる観点からも、引き続き、グループホーム整備助成や市営住宅等の公営住宅の活用などの施策を推進することで、今後もこれまでと同様に増加するものとして見込量を設定します。

65 頁下段

(2) 施設入所支援（第2部支援計画43ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
月あたり利用人員	1,296 人	1,291 人	1,285 人

66 頁中段

施設入所支援は、地域移行される方が一定いるものの、入所待機者も多く入所者数が減少しにくい状況となっております。見込量については、成果目標として2023（令和5）年度末の施設入所者数を1,285人としており、目標数値に基づき年度平均を設定します。

66 頁下段

(3) 自立生活援助（第2部支援計画53ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
月あたり利用人員	51 人	61 人	73 人

67 頁中段

自立生活援助は、施設及び精神病床からの地域移行者数と共同生活援助における自立生活支援加算の実績を勘案して見込み量を算定しています。

67 頁下段

(4) 地域生活支援拠点等(第2部支援計画24ページに基本的考え方の記載あり。)

事業量の見込		2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
67 頁下段	地域生活支援拠点等の設置箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所
68 頁上段	地域生活支援拠点等が有する機能の充実に 実に向けた検証及び検討の実施回数	1 回	1 回	1 回

68 頁中段

本市では、市域の社会資源の整備状況等を考慮し、事業者同士が連携して地域生活を面的に支援できるよう、市域を1つの面として体制整備を進めているため、箇所数は1箇所として算定していますが、相談機能や地域の体制づくり機能等については、各区を単位として整備(24箇所)を進めています。また、今後は、地域自立支援協議会等において年1回以上の運用状況の検証及び検討を行います。

69 頁中段

4 指定相談支援

69 頁中段

(1) 計画相談支援（第2部支援計画23ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
月あたり利用人員	9,346 人	10,413 人	11,480 人

69 頁下段

計画相談支援については、この間、指定特定相談支援事業者の増加等に伴い計画相談支援の利用者が増加しているものの、依然として事業所数が不足しており、前計画の見込量をやや下回っている状況にあります。引き続き指定特定相談支援事業所の増加等、利用の増加に向けた取り組みに努め、見込量としては、直近の利用実績の推移から設定します。

70 頁中段

(2) 地域移行支援（第2章支援計画43ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
月あたり利用人員	35 人	35 人	35 人

71 頁上段

地域移行支援については、前計画の見込量を下回っている状況にあり、地域移行支援の利用が進まない原因の1つに、地域移行支援の報酬体系が実態に見合ったものになっていない点が挙げられるため、引き続き国に対して制度の改善を求めています。見込量としては、入所施設からの地域移行者数の見込みと入院中の精神障がいのある人の地域移行者数の見込みなどを考慮して、設定します。

71 頁下段

(3) 地域定着支援（第2章支援計画43ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
月あたり利用人員	788 人	905 人	1,022 人

72 頁中段

地域定着支援については、事業所数が増加しており、それに伴い利用者も着実に増加している。前計画においては、実績が計画の見込量を上回っており、引き続き利用の促進が図られるよう基盤整備に努めることから、直近の増加状況を踏まえて見込量を設定します。

73 頁上段

5 障がいのあるこどもに対する支援（第2部支援計画 35 ページに基本的考え方の記載あり。）

73 頁中段

（1）児童発達支援

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
月あたり利用人員	4,215 人	4,779 人	5,403 人
月あたり利用日数	47,493 日	55,144 日	63,285 日

73 頁下段

児童発達支援については、利用ニーズの増加とともに事業所数も増加しており、また今後における利用ニーズも高いことから、これまでと同様の利用者の増加があるものとして、直近の増加状況も踏まえて見込量を設定します。

74 頁上段

（2）医療型児童発達支援

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
月あたり利用人員	34 人	34 人	34 人
月あたり利用日数	326 日	326 日	326 日

74 頁中段

医療型児童発達支援の利用状況は概ね一定の水準で推移しており、今後も同じ水準で現在のサービス提供量が継続するものとして見込量を設定します。

75 頁上段

（3）放課後等デイサービス

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
月あたり利用人員	8,724 人	10,036 人	11,146 人
月あたり利用日数	107,570 日	123,056 日	137,766 日

75 頁中段

放課後等デイサービスについては、利用ニーズの増加とともに事業所数も増加しております。一方で、事業所数の増加により支援の内容も様々であることから、サービス提供事業者の支援の質の向上と支援内容の適正化に向けて取り組んでいく必要があります。見込量としては、今後における利用ニーズも高いことから、これまでと同様の利用者の増加があるものとして、直近の増加状況も踏まえて設定します。

76 頁上段

(4) 保育所等訪問支援

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
月あたり利用人員	662 人	961 人	1396 人
月あたり利用回数	1,131 回	1,663 回	2,377 回

76 頁中段

保育所等訪問支援については、利用ニーズの増加とともに事業所数も増加しております。一方で、事業所数の増加により支援の内容も様々であることから、サービス提供事業者の支援の質の向上と支援内容の適正化に向けて取り組んでいく必要があります。見込量としては、今後における利用ニーズも高いことから、これまでと同様の利用者の増加があるものとして、直近の増加状況も踏まえて設定します。

77 頁中段

(5) 居宅訪問型児童発達支援

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
月あたり利用人員	22 人	22 人	22 人
月あたり利用日数	72 日	72 日	72 日

77 頁下段

居宅訪問型児童発達支援については、令和2年度に市内にはじめて事業所が開設されたことを踏まえ、現在のサービス提供量が倍増するものとして見込量を設定します。

78 頁上段

(6) 障がい児相談支援

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
月あたり利用人員	2,824 人	3,688 人	4,815 人

78 頁中段

障がい児相談支援については、事業所数が少ない状況であり、引き続き提供体制の確保を図っていく必要があります。計画相談支援と同様に、毎年相談支援専門員の増加数を踏まえたうえで、これまでの実績の推移から直近の状況も踏まえて見込量を設定します。

79 頁上段

(7) その他

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	39 人	89 人	139 人

79 頁中段

医療的ケア児者等コーディネーターの配置は、医療的ケア児とその家族へ適切な支援を届けることが目的であるため、令和3年度以降は実際に支援を行っている大阪市内の指定障がい福祉サービス事業に従事する職員をコーディネーターとして養成した場合に、医療的ケア児者等コーディネーターを配置したものとします。

見込量としては、成果目標である、令和元年度に本市で養成したコーディネーターの人数の実績を目標値に設定し、令和4年度及び令和5年度においてはコーディネーターを養成する講習の募集人数を前年の目標値に足した人数を設定します。

80 頁中段

6 発達障がいのある人等に対する支援

(1) 発達障がい者支援地域協議会の開催

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
開催回数	2回	2回	2回

81 頁上段

大阪市では、「大阪市障がい者施策推進協議会 発達障がい者支援部会」を「発達障がい者支援地域協議会」として位置づけており、定期的を開催します。

81 頁中段

(2) 発達障がい者支援センターによる相談支援

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
相談件数	2,445 件	2,445 件	2,445 件

81 頁下段

発達障がい者支援センターの利用者は、ほぼ横ばいで推移すると見込まれるため、相談件数についても同様に見込みます。

82 頁上段

(3) 発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーによる取組

	事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
82 頁中段	関係機関への助言件数	530 件	530 件	530 件
82 頁下段	外部機関・地域住民への研修	248 件	248 件	248 件
83 頁上段	外部機関・地域住民への啓発	3 件	3 件	3 件
83 頁中段	支援プログラム等の受講者数	843 人	843 人	843 人

83 頁下段

大阪市では、「地域サポートコーチ」を「発達障がい者地域支援マネジャー」として位置づけています。

関係機関への助言件数、外部機関・地域住民への研修・啓発件数ともに、現状とほぼ同程度の事業展開を見込みます。

ペアレント・トレーニング等の支援プログラム等を市内各地域で実施するなど、受講機会の確保を行っています。今後も受講機会の確保を図りながら、現状と同程度の事業展開を見込みます。

85 頁上段

7 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（第2部支援計画

29ページに基本的考え方の記載あり。）

85 頁中段

(1) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
開催回数	2回	2回	2回

85 頁下段

保健、医療及び福祉関係者による協議の場について、定期的を開催することとし、年2回を見込みます。

86 頁上段

(2) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
参加者数	10名	10名	10名

86 頁中段

保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加について、10名の参加を見込みます。

87 頁上段

(3) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
評価の実施回数	1回	1回	1回

87 頁下段

保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標を設定し、毎年度1回評価を実施することを見込みます。

88 頁上段

(4) 精神障がい者の地域移行支援・地域定着支援利用者数

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
地域移行支援利用者数	27人	27人	27人
地域定着支援利用者数	346人	409人	472人

88 頁下段

地域移行支援及び地域定着支援者数と連動した利用者数を見込みます。

89 頁上段

(5) 精神障がい者の共同生活援助・自立生活援助利用者数

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
共同生活援助利用者数	650 人	708 人	773 人
自立生活援助利用者数	13 人	15 人	18 人

89 頁下段

共同生活援助及び自立生活援助と連動した利用者数を見込みます。

90 頁上段

8 相談支援体制の充実・強化のための取組 (第2部支援計画 35 ページに基本的考え方の記載あり。)

90 頁中段

(1) 総合的・専門的な相談支援

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
総合的・専門的な相談支援回数	40,514 回	44,521 回	48,528 回

90 頁下段

相談支援体制の充実・強化等として、各区障がい者基幹相談支援センターでの相談支援回数を見込み量とし、直近の利用実績の推移から数値を設定します。

91 頁中段

(2) 地域の相談支援体制の強化

	事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
91 頁中段	指導助言件数	894 件	897 件	900 件
91 頁下段	人材育成の支援件数	307 件	326 件	345 件
92 頁中段	連携強化の実施回数	1,380 回	1,401 回	1,422 回

92 頁下段

地域の相談支援体制の強化として、各区障がい者基幹相談支援センターによる相談支援支援事業者に対する後方支援件数、人材育成の支援件数及び他機関等との連絡会参加件数を見込み量とし、直近の利用実績の推移から数値を設定します。

93 頁上段

9 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

(1) 障がい福祉サービス等にかかる各種研修の活用

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
研修参加人数	43 人	43 人	43 人

93 頁下段

障がい福祉サービス等にかかる各種研修の活用として、大阪府が実施する研修への参加について、直近の参加人数の推移より見込みます。

94 頁上段

(2) 障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
集団指導での注意喚起	1 回	1 回	1 回

94 頁下段

障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有については、事業所への集団指導の際に注意喚起を行うこととし、年 1 回を見込みます。

95 頁上段

(3) 指導監査結果の関係市町村との共有

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
指定指導業務に対する調整会議への参加	1 回	1 回	1 回

指導監査結果の関係市町村との共有については、関係市町村と情報共有、連携を図るため、年 1 回、指定指導業務に対する調整会議に参加することとし、年 1 回を見込みます。

第4章 地域生活支援事業

1 実施する事業の内容

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、市町村及び都道府県が主体となって、その地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施することで、障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現をめざすもので、大阪市では主に次の事業を実施していきます。

この計画では、すべての市町村が実施することとなっている「必須事業」を中心に事業量の見込みを定めています。

なお、本計画数値は必要なサービス量等の見込みであり、これを提供量の上限とすることを意図するものではありません。

【必須事業】

- | | |
|---------------------------|----------------|
| ○ 理解促進・研修啓発事業 | ○ 自発的活動支援事業 |
| ○ 相談支援事業 | ○ 成年後見制度利用支援事業 |
| ○ 成年後見制度法人後見支援事業 | ○ 地域自立支援協議会 |
| ○ 発達障がい者支援センター運営事業 | ○ 障がい児等療育支援事業 |
| ○ 日常生活用具給付事業 | ○ 移動支援事業 |
| ○ 地域活動支援センター事業 | ○ 手話奉仕員養成研修事業 |
| ○ 手話通訳者設置事業 | |
| ○ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 | |
| ○ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 | |
| ○ 精神障がい者地域生活支援広域調整等事業 | |

【任意事業】

- | | |
|--------------|------------|
| ○ 訪問入浴サービス事業 | ○ 日中一時支援事業 |
|--------------|------------|

2 事業量の見込み

【必須事業】

99 頁上段 (1) 理解促進・研修啓発事業

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
実施の有無	有	有	有

障がい及び障がいのある人に対する理解を深め、障がいのある人の自立と社会参加の促進を図っていきけるよう、「障がい者週間」を中心とした積極的な啓発事業を推進します。

100 頁上段 (2) 自発的活動支援事業

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
実施の有無	有	有	有

障がいのある人に対し、スポーツ・文化活動の場を提供することにより、社会参加の機会を確保し、コミュニケーションスキル・生活スキルなどの向上や社会性を身につけることで地域での自立した社会生活を支援します。

101 頁上段 (3) 相談支援事業（第2部支援計画51ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
相談支援事業	24 か所	24 か所	24 か所
基幹相談支援センター (機能強化事業含む)			
住宅入居等支援事業	33 か所	33 か所	33 か所

102 頁上段 (4) 成年後見制度利用支援事業（第2部支援計画14ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
実施箇所数	24 か所	24 か所	24 か所
年間実利用者数	121 人	125 人	130 人

102 頁中段 (5) 成年後見制度法人後見支援事業(第 2 章支援計画 14 ページに基本的考え方の記載あり。)

事業量の見込	2021(令和 3)年度	2022(令和 4)年度	2023(令和 5)年度
実施箇所数	1 か所	1 か所	1 か所

103 頁上段 (6) 地域自立支援協議会 (第 2 章支援計画 24 ページに基本的考え方の記載あり。)

事業量の見込	2021(令和 3)年度	2022(令和 4)年度	2023(令和 5)年度
実施箇所数	25 か所	25 か所	25 か所

103 頁中段 (7) 発達障がい者支援センター運営事業 (第 2 部支援計画 36 ページに基本的考え方の記載あり。)

事業量の見込	2021(令和 3)年度	2022(令和 4)年度	2023(令和 5)年度
実施箇所数	1 か所	1 か所	1 か所
年間利用者数 (実人数)	846 人	846 人	846 人

104 頁中段 (8) 障がい児等療育支援事業

事業量の見込	2021(令和 3)年度	2022(令和 4)年度	2023(令和 5)年度
実施箇所数	11 か所	11 か所	11 か所

(9) 日常生活用具給付等事業

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
介護訓練支援用具	238 件	238 件	238 件
自立生活支援用具	813 件	813 件	813 件
在宅療養等支援用具	543 件	543 件	543 件
情報・意思疎通支援用具	664 件	664 件	664 件
排泄管理支援用具	61,859 件	62,516 件	63,196 件
住宅改修費	55 件	55 件	55 件
合計	64,172 件	64,829 件	65,509 件

給付件数の大多数を占める排泄管理支援用具（ストマ、紙おむつ）については、概ね一定の水準で推移しているものの、長期的には増加傾向にあることを踏まえて見込量を設定します。

その他の日常生活用具については、近年の給付実績が概ね一定の水準で推移している状況を踏まえて、現在の給付実績が推移するものとして見込量を設定します。

(10) 移動支援事業（第2部支援計画32ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
月あたり利用人員	5,877 人	5,894 人	5,911 人
月あたり利用時間	134,629 時間	134,629 時間	134,629 時間

外出時の支援については、利用者数は増加していますが、現在の利用時間については、一定の水準で推移していることから、今後も横ばいで推移するものとし見込み量を設定します。

(11) 地域活動支援センター（第2部支援計画35ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
生活支援型	9 か所	9 か所	9 か所
活動支援A型	35 か所	35 か所	35 か所
活動支援B型	6 か所	6 か所	6 か所

生活支援型については、精神障がいのある人の相談支援と地域活動支援の機能を併せ持つ専門的機関の役割を担っており、2020（令和2）年度以降についても、現在の箇所数を見込量とします。今後も精神障がいのある人の地域移行等の支援ニーズに応えていくことができるよう、センターの機能充実を図ります。

活動支援型については、平成27年度以降、利用が減少しており、箇所数も減少していますが、身近な地域において様々な活動等を提供する機能を担っており、今後の見込量は現在の箇所数が継続するものとして設定します。

（12）手話奉仕員養成研修事業（第2部支援計画68ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
応募者数	990 人	990 人	990 人

（13）手話通訳者設置事業（第2部支援計画68ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
手話通訳者数	6 人	6 人	6 人

（14）専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業（第2部支援計画68ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込		2023(令和3)年度	2024(令和4)年度	2025(令和5)年度	
手話通訳者 養成研修	登録試験合格者数		大阪府の資料により算出予定		人
	養成講習修了者数				人
要約筆記者 養成研修	登録試験合格者数	16 人	18 人	20 人	
	養成講習修了者数	40 人	40 人	40 人	
盲ろう者通訳・ 介助者養成研修	登録者数		大阪府の資料により算出予定		人
	養成講習修了者数				人

※については、大阪府と共同実施のため、大阪府域全体の数値としています。

(15) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業（第 2 部支援計画 68 ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込		2021(令和 3)年度	2022(令和 4)年度	2023(令和 5)年度
手話通訳者派遣	件数	3,799 件	3,824 件	3,850 件
	時間数	10,762 時間	10,809 時間	10,857 時間
要約筆記者派遣	件数	221 件	221 件	221 件
	時間数	744 時間	744 時間	744 時間
盲ろう者通訳 ・介助者派遣	件数	大阪府の資料により算出予定		
	時間数			
失語症者向け意思疎 通支援派遣事業	件数	大阪府の資料により算出予定		
	時間数			

※については、大阪府と共同実施のため、大阪府域全体の数値としています。

(16) 精神障がい者地域生活支援広域調整等事業

事業量の見込	2021(令和 3)年度	2022(令和 4)年度	2023(令和 5)年度
地域生活支援広域調整会議等事業 (会議開催回数)	2 回	2 回	2 回
地域移行・地域生活支援事業 (ピアサポート従事者数)	60 人	60 人	60 人

【任意事業】

(17) 訪問入浴サービス事業

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
延べ件数	17,048 件	17,048 件	17,048 件

(18) 日中一時支援事業

事業量の見込	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度
月あたり利用人員	109 人	109 人	109 人
月あたり利用日数	490 日	490 日	490 日